

室 報



ドイツ・ライプチヒのCSD（レインボー・パレード）のポスター

◀目次▶

ドイツと中国における人権： フェミニズム&クィア・ムーブメントに注目して … 2	全国水平社創立90周年記念集会と 解放運動の現状 …………… 8
ベルリンのハインリッヒ・ツイレ記念館 … 5	新研究員紹介 …………… 10
関西大学における障がいのある学生に 対する修学支援について …………… 6	2012年度 人権問題研究室 公開講座 …… 12
	2012年度 人権問題研究室 合宿研究会

ドイツと中国における人権： フェミニズム&クィア・ムーブメントに注目して

守 如子

2011年度の在外研究では、前期はドイツのライプチヒ大学で、後期は中国の北京日本学研究中心で客員研究員としてお世話になりました。この場をおかりして、ドイツと中国のジェンダー&セクシュアリティ研究・運動に関して見聞きしたことを書かせていただきます。

1. ドイツのフェミニズム&クィア・ムーブメント

ライプチヒでの私の生活は、タンデムパートナー（互いに無料で語学を教えあう相手のこと）との情報交換が中心でした。特に、フェミニズムとクィアスタディーズに詳しいある学生さんからは、様々なことを教えてもらいました。

書き留めておきたいことのひとつは、大学生の取り組みです。ドイツの大学には、マイノリティ学生が、自身で運営するオフィスがあります。名前は「Referat für Gleichstellung und Lebensweisen（平等化と生活のためのオフィス）」といいます。具体的には、「女性」「レズビ

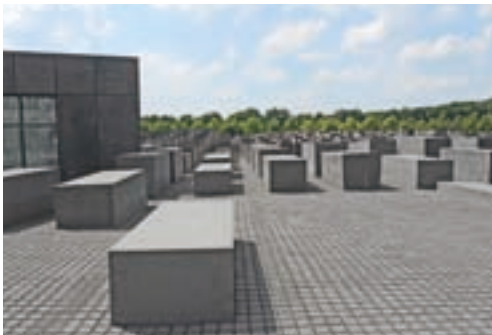
アン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー（LGBT）」「障害者」など、それぞれの当事者学生が個別オフィスを自主的に運営していて、大学側も部屋を提供しています。平等な生活を享受できていないと思った学生は、ここで相談をしたり、オフィス側も大学に改善交渉したり…ということをしているようです。取り組みも面白いですが、名前がとてもいいなと思いました。

もうひとつは、ドイツ語の性別の処理についてです。ドイツ語は、例えば「読者」という言葉を書こうとすると、男性の場合はLeser、女性の場合はLeserinというように、「人」を表す言葉には性別があります。ジェンダーを配慮しようと思っても、最初だけ「LeserとLeserinは～」と書いて、あとは結局、男性のLeserで人を代表させてしまうことも多いそうです。これに対して、フェミニストは、女性と男性を含めた言葉として「LeserIn」という言葉を開発しました。



ライプチヒは、1989年の東ドイツにおける民主化運動の出発点となった「月曜デモ」が起きた場所である。写真は、ライプチヒのCSD（Christopher Street Day、LGBTのお祭り）のパレードが、「月曜デモ」の様子が描かれた建物の横を通っていく様子（2011年7月）。

大文字の「I」が、日本語の「彼／女ら」におけるスラッシュのような位置づけなのでしょう。クィアシーンにおいては、さらなる言葉の開発が行われています。まず、「Leser_in」という使い方です。この「_ (アンダーバー)」はジェンダー・ギャップと呼ばれています。男性と女性とは二分法で別れるものではなく、なだらかにつながっているということを示しているそうです。そしてさらに、このジェンダー・ギャップをアンダーバーではなく、「*」で書く人も出現しています。性別は、「パーフェクトな男」と「パーフェクトな女」の間に一直線上の線を引いたようなものではなく、いろいろな方向に分化している多様なものだということを示している…といったところでしょうか。ちなみに、私にこれを教えてくれた学生さんは「『Leser*in』と書く人の文章は難しいです」と言っていました。わかる気がします…。



虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑と情報センター

ドイツを拠点に、さまざまなミュージアムも見学してまわりました。セクシュアル・マイノリティの人権に関係するベルリンの二つのミュージアムを紹介したいと思います。ひとつは、「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑と情報センター」です。ここは、コンクリート製の石碑が並ぶ広大な広場と、ナチズムの犠牲者の体験を収集する情報センターからなっています。この有名な広場と道路を挟んで、ナチズム下で迫害された同性愛者のための記念碑があります。2008年に公開されたこの碑には窓がついていて、その窓から同性カップルがキスする映像を見ることができます。差別があったことを忘れてはいけないこと、そしてさまざまなカップルがいるんだということをこの碑は示しているのではないのでしょうか。

もうひとつ紹介したいのが、ゲイミュージアム (Schwules Museum) です。このミュージアムの常設展では、セクシュアル・マイノリティの200年の歴史についての展示を行っています。そういえば、大阪の人権博物館 (リバティ大阪) に、以前はフェミニズム運動やセクシュアル・マイノリティの権利に関する展示がありました。私は毎年ゼミの学生さんと一緒に訪れていたのですが、どんどん切り詰められていく現状はとても残念な話です。

話を戻すと、ゲイミュージアムに私が行った時の特別展は女子サッカーがテーマでした。ドイツで開催された女子サッカーの世界カップは、本当にいろいろな影響を与えたのではないかと思います。ドレスデンを散歩していたときには、子ども向けのサッカーイベントを見かけました。町の中心の広場でサッカーに興じるのは全て女の子…。その光景に少しびっくりしてしまう自分がいました。よく考えてみると、スポーツイベントに参加しているのはいつも男の子が中心。ワールドカップをきっかけに、女の子に参加機会のあるスポーツイベントが開催されるようになっていくのはとてもよいことだと思います。



ドレスデンのサッカーイベント

女性雑誌でも女子サッカーは大きくとりあげられていました。ちなみに、ドイツにはフェミニズム系商業雑誌 (『EMMA』など) や、レズビアン向け商業雑誌 (『L-MAG』) がありますが、どの雑誌でも女子サッカーの特集が何度も掲載されていました。どちらも、駅の本屋さんでも売られている雑誌です。日本で、今、こんな雑誌が駅の小さな本屋で売られているなんて、残念ながらちょっと想像できないと思わせられてしまいますが…。

2. 中国におけるセクシュアリティ研究

中国では、セクシュアリティ研究が盛んになってきていることをいろいろな場面で実感させられました。

2011年4月には『21世紀社会学系列教材 性社会学』（潘绥铭・黄盈盈、中国人民大学出版社）という本が出版されました。社会学の教科書の一つとして『セクシュアリティの社会学』という本ができています。内容は、「セクシュアリティの社会学の発展史」「セクシュアリティの社会学構築理論」「クィアセオリー」といった理論系だけでなく、「愛情と性」「インターネットとセクシュアリティ（ネット恋愛など）」「性の権利」「性教育」「性の侵害（セクシュアルハラスメントなど）」といった応用テーマも網羅されています。「セクシュアリティとアイデンティティの多元的な表現」という章には、国際的な動向だけでなく、「中国の同性愛の歴史とLGBT運動」という節があります。

ジェンダー関連の学会やシンポジウムでも、必ずセクシュアリティをテーマとする発表が取り上げられていました。2011年12月（復旦大学）に開催された「International Conference on Chinese Women and Visual Representation（华人女性与视觉再现国际研讨会）」で私が聞いた発表のタイトルをいくつかあげてみると、「青少年流行文化におけるセクシュアリティとジェンダーの現象」というものや、「フェミニズムの

視覚から分析する、映画における女性同性愛の現象」などがありました。会では、「中国クィア・インディペンデント・フィルム・グループ（中国酷儿独立影像小组）」のメンバーなど、アクティビストの方々が大変活躍されていましたし、フェミニズムやLGBTに関するさまざまな活動のフライヤーも配られており、運動の活気を強く感じさせられました。

ドイツ、中国、日本と回ってきて、今、気になってしまうことの一つは、日本の女性の状況です。北京で開催されたフェミニストアート展のシンポジウムで、次のような問題提起がありました。学問や芸術などの分野においてフェミニズム理論・運動はさかんなもの、中国社会の中心を握っているのは未だに男性ばかりであることを私たちはどう考えていくのかと。…ならば日本は??

たとえば政治についていうならば、ドイツではテレビで女性の政治家がさまざまな話題で討論している場面をよくみかけました。そういえば、ドイツは首相も女性です。中国も日本より政治家の女性をみかける気がします。2011年のグローバルジェンダーギャップ指数（男女平等指数）によると、135か国中、ドイツは11位、中国は61位、そして日本は98位でした。考えていかなければならないことはまだまだ多そうです。

（社会学部准教授）



中国のフライヤー

ベルリンのハインリッヒ・ツイレ記念館

佐藤 裕子

ベルリンっ子が親しみを込めてアレックスと呼ぶアレクサンダー広場から歩いて10分ほどのところにニコライ地区がある。ここは、次々と新しい文化施設や近代的な建築物が建てられて、世界都市の顔を取り戻しつつあるベルリンで、等身大の昔ながらの雰囲気を残した一角である。ベルリン最古といわれるニコライ教会を中心にレストランや居酒屋、土産物店、ブティックなどが軒を並べているが、観光客はここで買い物よりは、分断も統一も関係のない、昔ながらの街の佇まいを楽しむためにやって来る。

そこにハインリッヒ・ツイレの記念館がある。ハインリッヒ・ツイレ（1858～1929）は、19世紀末から20世紀の初頭にかけてベルリンで活躍した風刺画家である。少年時代に家族とともにザクセンからベルリンに移住したツイレは、当初、貧しい人たちの多く住む東地区のアパートに住まい、貧困と空腹、明日の生活への不安を体験している。ツイレが生涯一貫して作品のテーマとして描いたのは、彼が私の世界、「メイン・ミリヨー」（Mein Milljöh）と呼ぶ都会の片隅で日々生きるために格闘する老若男女の赤裸々な姿であった。それは生きるために体を売らざるを得ない娼婦たちとその情夫たち、子供たちを食ばさせるために日々の生活と格闘する母親たち、居酒屋の風景、アパートの中庭で遊ぶ子供たちの無邪気な姿、強盗殺人と墮胎、クリスマスのささやかな楽しみや夏の日の公園の風景など、その世界は猥雑で残酷でもあり、人の世の深淵を覗くような恐ろしさもあるが、それと同時に愛らしさと作品の人物



ハインリッヒ・ツイレの▶
自画像

たちに対する共感とユーモアに満ちている。ツイレは自分の作品の下に短いジョークを書き添えたが、それらは、手塚治虫にも似たのびやかなタッチの画風に反して、時として驚くほど辛辣な攻撃性を宿している。

ツイレの作品の攻撃性や残虐性は彼の作品が脚光を浴びるのに比例して作品集の中から消えて、1920年代にはベルリンでいわゆるツイレブームが起こるのである。以来、世間では貧しい人々の姿を人間性豊かに描く愛すべき画家としてのツイレの一般的なイメージが定着する。

ツイレ記念館設立の構想は画家の死後間もなく持ち上がったが、ベルリン市が記念館の案に対して消極的であったため実現されず、ナチス時代や東西ドイツ分断など様々な時代の紆余曲折を経て、2002年にハインリッヒ・ツイレ協会によってようやくニコライ地区に記念館が設立されるのである。

ニコライ地区にあるツイレ記念館は1階がツイレの画集や関連商品を売るショップ、2階が閲覧室と映画の上映室となっている。極めてオーソドックスな作りであるが、何よりも記念館が設立されて、そこにあるということが重要なであろう。この記念館はハインリッヒ・ツイレ協会によって運営されており、恒常的財政難のベルリン市からは何の補助も受けていないらしい。昨年の秋、ここを訪れた際に、近くの劇場でツイレの作品世界をテーマにしたミュージカ、『ツイレ、その世界』を観る機会を得た。遠いノスタルジーの世界のさまざまなシーンが、俳優さんたちの驚くべき実力と熱演によって私たちの目前にのみがえってきた。ツイレという画家の多面性とツイレを残し伝えようという人々の意志、そして観光産業やエンターテインメントの資源としてのツイレの、したたかで興味深い結びつきを見た気がした。

（文学部教授）

関西大学における障がいのある学生に対する修学支援について

加戸陽子・串崎真志

独立行政法人日本学生支援機構（2012）による『平成23年度（2011）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』によると、高等教育機関における障がいのある学生の総数は10,236名であり、前年度8,810名（日本学生支援機構 2011）、平成21年度7,103名（日本学生支援機構 2010）と増加傾向にある。こうした現状に対し、全国の高等教育機関では、障がいにとまなう多様なニーズを抱える学生に対する修学支援体制の整備が進められている。

関西大学においても、これまで障がいのある学生に対する支援に取り組んできていたが、本年4月より、『障がいのある学生に対する修学支援窓口』が設置され、障がいのある学生に対する大学としての組織的な支援が開始された。今回本学におけるこういった修学支援体制の整備にあたり、支援チームのコーディネーター藤原隆宏さん、支援チーム専任事務職員の前崎晴子さんに開設間もない現状と今後の展望についてお話をうかがった。



写真1 修学支援窓口（その1）

支援体制

障がいのある学生に対する修学支援窓口は、大学正門に近い第2学舎1号館の1階に設置されている（写真1,2）。修学支援チーム（以下、支援チームという）スタッフには、コーディネーター、専任事務職員、定時事務職員の3名と学生支援スタッフ（以下、支援スタッフという）で構成されている。

修学支援体制の整備にあたり、独立行政法人日本学生支援機構における障害学生修学支援ネットワーク事業拠点校や協力機関である関西学院大学、同志社大学および筑波技術大学への視察、独立行政法人日本学生支援機構で開催されたコーディネーター養成プログラムや各種障がいのサポートに関わる研修を受けた。また、入学が決定した学生の高校へ赴き、授業の様子や設備についても視察し、参考とした。

利用の手続き

本年度は、入学手続きに関する書類を送付する際に、本学での修学支援に関する案内も同封し、キャンパス内でのパンフレットの配布や大学のホームページへの掲載も行い、支援スタッフの募集案内とともに広く情報提供を行った。



写真2 修学支援窓口（その2）

利用対象者は障害者手帳を交付されている場合に限らず、障がいにとまなう困難を抱え、支援を必要とする学生とし、コーディネーター、本人、担当学部執行部、オフィスとの面談を行いながら決定していく。対象となる学生は学部学生、大学院生（博士前期・博士後期）であり、科目等履修生や聴講生に関しては状況に応じて検討していく。

支援内容

支援チームでは、点訳関連機器やノートテイク用パソコンなど、一通りの機器を揃えており、担当となった支援スタッフがノートテイクやパソコン通訳、講義資料の点訳などの受講支援を行っていく。なお、広汎性発達障害や注意欠陥/多動性障害などの発達障害に関しては、その症状やニーズに応じて、心理相談室と相談しつつ支援内容を検討することになっている。

また、学内教員には教員向けの各種手引きも作成・配布しており（写真3）、学生が受講する講義の担任者に対しては、障がいの種別の具体的な支援や配慮事項が記載された手引きの別途配布や支援スタッフによる対面での説明といった対応も行っている。



写真3 教員および学生向けの各種手引き

学生支援スタッフの育成

学生支援スタッフとして活動を希望する学生には、外部から派遣された講師による障がいに関する基礎講座および点訳、ノートテイクなどの支援方法に関する講座など、独自に組んだプログラムを受講してもらう。こうした研修を受け、支援スタッフとして登録をした学生数は現在60になる。支援スタッフへの配慮として、前述の窓口とは別にスタッフルームを設け、支援スタッフが点訳作業を行ったり、スタッフ同士

や支援を受ける学生との交流を深める貴重なスペースとなっている。

今後の展望

始動して間もないが、これまでの活動に対する支援スタッフからの感想として、「もっときちんとできなければという思いや、「支援を行う学生に対しきちんとわかるように伝えることの難しさを実感しているという使命感とともに、「担当する学生との対面に抱いていたうまくかかわれるかという不安は顔合わせした後はすっかりなくなっていたといった声がかれ、頼もしさが感じられる。今後は支援スタッフ間で、活動を振り返るためのミーティングの機会を増やすといったフォローアップも検討されているという。支援チームでは、支援スタッフが障がいのある学生にかかわっていく姿勢を目にする中で、周囲の学生にも具体的な支援方法を知ってもらい、良い影響を受けてもらえたら、との期待も寄せている。

今後は、支援スタッフによる振り返りや利用者からのフィードバックを通じて、より一層の支援体制の充実が期待される。

【引用文献】

独立行政法人日本学生支援機構（2012）『平成23年度（2011年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部 特別支援課

独立行政法人日本学生支援機構（2011）『平成22年度（2010年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部 特別支援課

独立行政法人日本学生支援機構（2010）『平成21年度（2009年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部 特別支援課

（文学部准教授・教授）

全国水平社創立90周年記念集会と 解放運動の現状

住田 一郎

3月3日、全国水平社創立90周年を記念する集会が、部落解放同盟中央本部の主催で、創設の地岡崎公会堂跡地である京都会館で開催された。90年前、関東から九州まで、各地の被差別部落代表2000余名が参加し、日本における「人権宣言」とも言われる「水平社宣言」が満場の歓喜の中承認された、と伝えられている。「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」「水平社は、かくして生まれた。／人の世に熱あれ、人間に光あれ。」と高らかに謳いあげられた。戦争中も解散することなく、旗を降ろし中断した一時期を除き、今日まで紆余曲折を経ながら90年の長きにわたり部落問題解決のための運動を継続してきた大衆組織は、日本では他にほとんど見られない。私はこの事実被差別部落民として素直に感動を覚える。

開会と同時に「解放歌」7番までを全員で斉唱した。久しぶりに声をあげて歌う2番「われらはかつて炎天下 地に足やきしはだしの子 残虐の鞭ふるるとき 鮮血かざる荆棘の 断頭台下露しげく 鬼哭啾々地は暗し」の歌詞に、私は正直、水平社を継承する組織と自負する解放同盟の度重なる不祥事に胸が締め付けられる思いであった。同時に、その後、中西和久によって「水平社宣言」が朗唱され、高校生の時から半世紀慣れ親しんできたこの宣言の「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。」の一文に、改めて新鮮な響きを感じるとともに、この宣言に込められた思いを真摯に受け止めることができた。

にもかかわらず、集会全体を通して私はなぜか空虚感にさいなまれていた。この集会が「記念」集会というセレモニーとしてあったからのように思う。私は、記念集会は決して先人の業績を顕彰するためだけに開催されるものではなく、今日の部落解放運動の有り様にもより厳しい目を向けるためにあるべきだと考えている。私の空虚感の原因は、90年に及ぶ水平社運動を

継承する部落解放運動が成し遂げてきた部落差別問題解決に向けての到達点を明らかにすること、さらに今日被差別部落民が担うべき課題を具体的に提起すること、これらへの言及が全く見られなかったことにあった。

今年の記念集会は「同和対策事業特別措置法」終結後10年目にあたっていた。この間には「部落解放運動（同盟）にとって最大の危機」と捉えられた2006年の同盟内幹部や組織員による不祥事が明るみにされていた。不祥事に対する中央本部や各地方組織による取り組みがなされなかったわけではない。京都大学名誉教授上田正昭氏を座長とする組織外部の人々からなる「部落解放運動に対する提言委員会」からも「部落解放運動への提言」を2007年12月には受け取っていた。残念ながらこの「提言」を受けとめ、各地方組織や支部内で積極的に学習がなされ、今日の部落差別問題に当事者として被差別部落住民が関わっていくことの重要性について確認されることは少なかった。

集会資料のひとつ『部落解放運動10年の軌跡 2002年～2012年』の章立ては、「1 あいつぐ差別事件」「2 狭山再審闘争」「3 人権の法制度確立へ」「4 『特別措置法』の終了と同和行政の改革の闘い」「5 組織の改革と再生『一連の不祥事』を乗り越えて」「6 部落解放運動の新たな創造を」とあり、その内容も従前を引き継いだものであり、この10年を真に鑑みるものではなかった。資料における指摘は、基本的に差別・被差別との二項対立思考に依拠し、差別者側の責任



追及にのみ重点が置かれたものである。もちろん差別者側に責任がないはずがない。しかし、「特別措置法」33年間に及ぶ同和对策事業を中心に部落差別問題の解決をめざす事業・教育・啓発活動等の実施によって大きく改善されてきた現在もなお、差別者側の責任追及のみに重点をおく方針で部落差別問題が解決するとは私には思えない。

1ヶ月後に開催された部落解放同盟大阪府連大会においても、運動方針は先の『10年の軌跡』を基調とするものであった。私は分散会討議の中で、以下のように発言した。『「今日の部落差別とは、一体何か」についての議論がほとんどなされてこなかった。その結果として『最近、ながく解放運動に参加してきた少なくない親たちに、わが子に部落民である事実を教えることをためらい、学校での部落問題学習にも消極的に対応する状況が見られる。このままで部落差別問題は解決できるのだろうか。土地差別調査に見られる、部落差別的要素を不問にせよと言っているわけではないが、追及・糾弾から導き出される方向は、結果的に部落を隠し、部落民を名乗らないということになるのではないのか。この間、すでにインターネット上で、各地の部落地名の明示は規制をくぐり抜け、今もなお掲載されつづけている。その出典書籍が解放出版社という場合も多く、巧妙である。執行部としてこの新たな状況にどのように対応されようとしているのか』

私は「水平社宣言」の核心は「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。」という誇りにあると考えている。私の発言は、今日の部落解放運動の方向とこの宣言との間にどのような整合性を持たせることができるのか、との思いからであった。

今日の部落差別を『「隠蔽」と『暴露』の共犯関係』によって維持されていると捉えるなら、その「共犯関係」をもっとも効果的に乗り越える手法は私たち被差別部落民自身によるカムアウト（部落・部落民を名乗る）以外にはない。「暴露」することの差別的意味を無化すること。「隠蔽」の行きつく先は被差別部落民の歴史的な「ルーツ」を覆い隠すこととなり、強いてはその存在自体をも抹殺することになるのではないのか。新たな装いで「寝た子を起こすな」論の



再来ではないのか。それ故、今現在、私たち被差別部落民に求められていることは、「隠蔽」ではなく、「部落・部落民」をオープン（カムアウト）にし、「暴露」を無化すること。同時に、部落問題の論議において一切のタブーを排し、人々による自由なコミュニケーションを保障することなのではないか。このような部落差別問題について自由に論議できる場を築くために、私たちの運動はこれまで闘ってきたともいえるのではないか。「自由に論議できる場」を現実に構築するところまで私たちは到達してきたのである。

私は「特措法」の終結を迎える前年、2001年6月2日付朝日新聞の「私の視点」欄に「自己責任担い対等な対話を」との投書を掲載した。投書において、1つ目は「特措法」による同和对策事業によって何が改善されたのか、その到達点を明らかにすること、2つ目は「特措法」以前から大きく改善が進んだ被差別部落の状況を踏まえ、私たち被差別部落民による部落差別問題解決に果たすべき責任範囲が確実に広がっていること、3つ目はその為にも、被差別部落民の「顔」を対話者に明らかにする私たち自身によるカムアウト（部落・部落民を名乗る）の必要性があるのだ、と提起した。10年後の今日、私が投書で提起した内容は部落解放運動の今日的課題として、そっくりそのまま残されたままだ。

藤田敬一氏が1987年に『同和はこわい考』によって、部落解放運動（同盟）の有り様に警鐘を打ち鳴らし、「両側から超える」営みの重要性を指摘して、すでに4半世紀がたっている。この提起を受けとめ、差別・被差別関係を止揚するためには、自らの課題さえも「部落差別の結果」としてすり抜けてきた「被害者意識」と対峙し、乗り越え、人々との対話の場に臨むことではないか。

90年に及ぶ部落解放運動は、この時点まで到達したのである。（委嘱研究員）

新研究員紹介



若槻 健

このたび、人権問題研究室研究員として部落問題研究班に参加させていただくことになりました。本年4月に本学文学部に着任し、教育文化学専修で「学校教育論」「カリキュラム研究」、また教職科目で「人権教育論」等の科目を担当しています。松本清張の「砂の器」で知られる鳥根県の中山間地の小さな町で生まれ育ちました。大学から大阪に出てきて20年ほどが経ちましたが、関西弁はついにマスターできずじまいのようです。

研究者としての道を歩み始めた大学院生の頃から、同和教育推進校を中心とした学校現場でのフィールドワークに取り組んできました。現在も大阪府・兵庫県などの小中学校で授業づくりや学校づくりに関わっています。専門は、教育社会学とカリキュラム研究の間をうろうろしているのですが、「市民性教育」と「学校と地域の連携（コミュニティ教育学）」を研究の軸に置いています。二つのテーマともに、同和教育・人権教育の観点から理論的・実践的にアプローチしようと試みています。人と人とのつな

がりのなかで、子どもたちが育ち・学び、未来の地域を担っていく姿に注目しています。

市民性教育は、多様な価値観のなかで自己を確立するとともに、自分と異なる価値観をもち人々との共存を図り、さらに共同で「よりよい」社会をつくることに参加する「市民」の育成をめざす教育です。「よりよい」とは、多様な個人が、それぞれの自己実現を果たせる社会であり、言い換えれば人権に満たされた社会のことであり、様々な立場の人がその人の良さを生かして生きていける社会のことです。こうした市民性の教育は、学校だけで担うものではなく、子どもたちが地域の一員として育ち学ぶことが大切だと考えています。そこで学校と地域の連携というテーマが重なってきます。年齢に応じて地域の活動に参加し、意見を述べる権利が子どもたちに保障されなければならないと思っています。こうした研究を通じて、これまで大阪を中心とした同和教育・人権教育で大切にされてきた人と人とのつながりや「思い」を地域社会づくりへとつなげていく道筋を付けていけたらと考えています。人権問題研究室の先生方からも多くを学びました少しでも研究室の研究活動に貢献できたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。（文学部准教授）



澤田 有希子

本年度より人権問題研究室障害者問題研究班に参加させていただくことになりました。2010年度より本学人間健康学部に着任し、現在は堺キャンパスにおいて「社会福祉調査法」や「相談援助演習」の担当をしています。専門は、高齢者福祉、ジェンダー論、福祉労働者論です。

これまでの研究では、介護労働者のバーンアウトとストレスの男女差を検討したモデル構造の分析や、高齢者福祉専門職のキャリアパスの

可能性を探る調査研究について、ジェンダーの視点から取り組んできました。介護現場で働くケアマネジャー、介護士に関わりながら、バーンアウトの予防支援を行う活動も行っています。

日本の高齢者福祉の現場では、現在130万人を超える介護職員が働いています。対人援助職である介護労働は、様々な疾患を抱える高齢者の日常生活を支える仕事であり、ケアの相互関係から多くの喜びを感じる仕事ですが、同時に肉体的精神的な疲労感を間断なく感じる仕事であるとも言われています。また、高齢者介護の現場は長年女性の職場とされ、低賃金が維持されてきました。そのため、3年以内の離転職率の高さが問題とされ、介護の担い手が育ちにくい状

況です。一方で、認知症ケア、ターミナルケアや看取りのケアなど、近年は医療との連携の必要性も高まり、より高度な知識と技術をもつ介護職を育成することが求められています。

このような議論の高まりから、継続的な雇用を可能とするための魅力ある職場環境づくりや適切な人材の確保は緊要の課題とされています。厚生労働省では、人手不足を解消するために、有資格者の掘り起こしや、女性や失業者のマンパワーを活用することなどを検討してきましたが、高い専門性を期待する福祉現場の声と人材が定着できないこれまでの構造的な課題に取り組まない限り、問題は容易には解決しない

だろうと考えます。

ところで、こうした課題は、高齢者だけでなく、実は障害者の介助者の問題としても議論されています。時としてケアする者の人権は福祉の価値や倫理、あるいは奉仕の名のもとに不問に付されてきた側面があるのかもしれませんが。今後は、研究会を通じて諸先生方から様々なご教示をいただきながら、ケアする者（介護者／介助者）が抱える課題を考えていくことを一つの研究テーマとして、障害問題研究班の研究活動に貢献させていただきたいと思えます。

（人間健康学部助教）



山田 勅之

本年度より、委嘱研究員として人権問題研究室、人種・民族問題研究班に参加させていただくことになりました。

現在、神戸大学異文化研究交流センターにて学術推進研究員を務めております。

これまでの研究は、中国雲南省ナシ族のかつて首領たちの政治的動態を歴史学的に考察するというものです。ナシ族といえばトンパ文字という独特の象形文字を有することで有名です。また、彼らが集住する麗江の町は1997年にユネスコ世界文化遺産に登録され、多くの観光客を集めていますが、14～17世紀にかけて麗江を中心に広大な領域を統治下に置いていました。博士論文では、このナシ族政権が西のチベット世界と東の中華世界との間に相互依存関係を構築していた実情を描写しました。その成果は『雲南ナシ族政権の歴史—中華とチベットの狭間で』（2010年、慶友社）として出版することができました。

その一方で、中国少数民族地域における観光文化・観光政策に関する研究をしており、2009～2012年にかけて、チベット自治区、新疆ウイグル自治区の観光産業発展の動態について調査しました。近年中国は経済発展が著しく、それは観光の分野においても同様であります。発展の「果実」を外から来た漢民族が得て、観光文化の担い手である少数民族側が得ていないという議論が見られます。反対に少数民族の企業家が順調に育っているという報告も見られます。調査を通じて、少数民族内部の政治的経済的格差の発生、出稼ぎなどの問題が垣間見え、単なるオリエンタリズム、コロニアリズム批判だけでは問題把握が困難である状況を突き付けられました。

歴史学にせよ観光学にせよ、私の問題意識は少数民族とされた人たちの生存戦略にあります。人権問題研究室の先生方のご研究から大いに学ばせていただき、少しでも貢献できるように努力する所存であります。

（委嘱研究員）

2012年度 人権問題研究室 公開講座

回	開催日	テーマ	講師	会場・時間
69	5月25日(金)	塩谷孝太郎の生涯 －演劇界から部落史研究へ－	藤原 有和 (委嘱研究員)	尚文館 マルチメディア AV大教室 午後1時～ 午後2時30分
70	6月22日(金)	有雪の国・チベットにおける観光産業 発展の動態	山田 勅之 (委嘱研究員)	
71	10月26日(金)	介護労働者のストレスと離職問題を考 える(仮題)	澤田 有希子 (人間健康学部助教)	
72	11月30日(金)	ドイツにおける異文化共生への新しい 取り組み(仮題)	杉谷 眞佐子 (外国語学部教授)	

2012年度 人権問題研究室 合宿研究会

開催日	テーマ	講師	会場
7月28日(土) }	中国のナシ族－ナシ語教育とトンバ文化 伝承の現状について	黒澤 直道 (國學院大学文学部 准教授)	関西大学 彦根荘
7月29日(日)	観光の場で表象されるナシ族政権の歴史 －世界文化遺産・麗江古城を事例に	山田 勅之 (委嘱研究員)	

編集後記

今回の室報は、新たに研究員となられた方々から、今後の研究に対する抱負を語っていただきました。若槻健氏は部落問題について、澤田有希子氏は障害者問題について研究されます。また、委嘱研究員に山田勅之氏をお迎えし、中国の少数民族問題に従事して頂くこととなります。3名の方の今後の研究に期待したいと思います。

寄稿して頂いた原稿としては、障害者問題研究班から、加戸陽子・串崎真志両氏の連名でかかれた関西大学における「障がいのある学生に対する支援」の実情を報告して頂き、部落問題研究班からは、今年で全国水平社創立90周年を迎えるに当たり、記念集会に参加された時のレ

ポートです。またジェンダー研究班の守如子氏からご自身の在外研究、人種・民族問題研究班の佐藤裕子氏からご自身の研修員の研究成果の一端を披瀝して頂きました。守研究員が、女性問題に関してだけではないでしょうが、まだまだ「考えていかなければならない」ことは多々ある、という指摘に期待したいと思います。

(吉田 徳夫)

関西大学人権問題研究室室報 第49号
2012年7月10日発行
発行／関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>